

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～ 制度の見直しについて ～

### 1. 均等割の軽減割合が見直しされました

保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

#### 【令和元年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円）※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割軽減
33万円	8.5割軽減



#### 【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円）※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減

### 2. 均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

#### 【令和元年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+（28万円×世帯の被保険者数）	5割軽減
33万円+（51万円×世帯の被保険者数）	2割軽減



#### 【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+（28万5千円×世帯の被保険者数）	5割軽減
33万円+（52万円×世帯の被保険者数）	2割軽減

### 3. 保険料の計算方法（令和2年度）

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

<b>均等割</b>	+	<b>所得割</b>	=	<b>1年間の保険料</b>
【1人当たりの額】		【被保険者本人の所得に応じた額】		【限度額64万円】
52,048円		（令和元年中の所得－33万円）×10.98%		（100円未満切り捨て）

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

●所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

### 4. 1年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

保険料の賦課限度額が、令和元年度の62万円から**令和2年度では64万円**に見直されました。

#### ■お問い合わせ

町民課住民グループ ☎01392-2-3131（内線126・127）

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

## 児童手当現況届の提出を忘れずに！

引き続き6月分以降の児童手当を受給するためには、「児童手当現況届」の提出が必要です。この届出は、毎年6月1日の状況を把握し、児童手当を受給するための要件を満たしているかを確認するためのものです。

現況届の用紙は受給者の方へ6月初めに郵送しますので、**6月30日（火）**までに提出してください。

※現況届の提出がない場合は、6月以降の手当が受けられなくなりま

#### ■持参するもの

- ・ 現況届の用紙
- ・ 印鑑（スタンプ式以外のもの）
- ・ 健康保険被保険者証の写し（国民健康保険に加入されている方は不要です）

※このほか、受給者の状況に応じた必要となる書類があります。

#### ■届出・お問い合わせ

町民課住民グループ

☎01392-2-3131